

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」の改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分、網掛け箇所は通達中の下線部分）

改正後	改正前
<p>第3 委託事業者の明示の義務</p> <p>1 明示すべき事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明示する必要がある。</p> <p>また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、中小受託事業者<u>に知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）が発生する場合において、委託事業者が中小受託事業者に、委託した情報成果物等とともに、当該知的財産権等の提供をさせることがある。この場合において、当該知的財産権等の提供を「中小受託事業者の給付の内容」の一部とするときは、当該知的財産権等の提供の範囲を明示する必要がある（この場合、代金の額の決定に当たり、委託した情報成果物等とともに、当該知的財産権等の提供の範囲を勘案する必要がある。）。</u></p> <p>なお、当該知的財産権等の提供を「中小受託事業者の給付の内</p>	<p>第3 委託事業者の明示の義務</p> <p>1 明示すべき事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明示する必要がある。</p> <p>また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、<u>情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者は、情報成果物を作成させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「中小受託事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。</u></p>

容」とせず、別の取引として、当該知的財産権等の提供を受けるときは、提供の範囲及び対価を明確にするよう留意する必要がある。

2～4 [略]

第4 委託事業者の禁止行為

1～4 [略]

5 買ったたき

(1) [略]

(2) 次のような方法で代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ア～キ [略]

ク 給付の内容に知的財産権等が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権等の対価を考慮せず、一方的に通常対価より低い代金の額を定めること。

ケ・コ [略]

6 [略]

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(4) [略]

(5) 主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、中小受託事業者に知的財産権等が発生する場合において、委託事業者が、当該知的財産権等の提供を「中小受託事業者の給付の内容」とし

2～4 [略]

第4 委託事業者の禁止行為

1～4 [略]

5 買ったたき

(1) [略]

(2) 次のような方法で代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

ア～キ [略]

ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常対価より低い代金の額を定めること。

ケ・コ [略]

6 [略]

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1)～(4) [略]

(5) 情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産

ないにもかかわらず、当該知的財産権等は無償で提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

例えば、中小受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物を二次利用に供する等、委託事業者が中小受託事業者に対し、給付の内容とは異なる範囲の当該知的財産権等の提供をさせるにもかかわらず、当該提供に係る対価の支払を一切行わず、当該提供を無償でさせる場合はこれに該当する。

(6) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7-1~7-3 [略]

7-4 設計・加工データ等の無償提供要請

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の設計・加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した設計・加工データ等を、対価を支払わず、提供させた。

(2) 委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で提供させた。

7-5・7-6 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-7~7-9 [略]

権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

(6) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7-1~7-3 [略]

7-4 設計図等の無償譲渡要請

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させた。

(2) 委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で譲渡させた。

7-5・7-6 [略]

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-7~7-9 [略]

7-10 知的財産権等の無償提供の要請

(1) 委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を提供させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で提供させた。

(2) 委託事業者は、ポスターに利用するキャラクターデザインの作成を中小受託事業者に委託し、作成作業の対価と当該デザインのポスターへの利用許諾に係る対価を勘案した代金を支払った。その後、委託事業者は、当該デザインを利用してキャラクターグッズを作成する等、給付の内容に含まれない用途でも当該デザインを利用することとしたが、中小受託事業者に対し、当該利用に係る対価の支払を一切行わなかったため、結果として、給付の内容に含まれないキャラクターデザインに係る知的財産権を無償で提供させた。

(3) 委託事業者は、プロモーション動画の作成を中小受託事業者に委託するに当たり、給付の内容にその著作権の譲渡が含まれるかを明確にしていなかったにもかかわらず、当該動画の提供を受ける際に、併せてその著作権も譲渡するよう求めたため、中小受託事業者が当該譲渡に係る対価の説明を求めたところ、委託事業者は、給付の内容に含まれていたとして、製造委託等代金の内訳や算定根拠等の具体的な説明をせず、著作権を無償で譲渡させた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7-11・7-12 [略]

7-10 知的財産権の無償譲渡の要請

委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

[新設]

[新設]

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7-11・7-12 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

7-13～7-15 [略]

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(1) [略]

(2) 「給付の内容を変更させ」とは、委託事業者が給付の受領前に、明示されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。また、「給付をやり直させる」とは、委託事業者が給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、委託事業者がその費用や中小受託事業者が生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。

やり直し等のために必要な費用・損失を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(3) 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用・損失を全く負担することなく、中小受託事業者に対して給付の内容を変更させることが認められるのは、中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合、又は給付を受領

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

7-13～7-15 [略]

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(1) [略]

(2) 「給付の内容を変更させ」とは、委託事業者が給付の受領前に、明示されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。また、「給付をやり直させる」とは、委託事業者が給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。

やり直し等のために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(3) 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、中小受託事業者に対して給付の内容を変更させることが認められるのは、中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合、又は給付を受領する前

する前に委託事業者が中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合に限られる。また、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用・損失を全く負担することなく、受領後に給付をやり直させることが認められるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合に限られる。

なお、次の場合には、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」はないため、委託事業者が費用・損失の全額を負担することなく、給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

ア～エ [略]

オ 相当の期間にわたり製造委託等に係る給付の実施のために中小受託事業者に予定を確保することを余儀なくさせたにもかかわらず、委託事業者の都合により、中小受託事業者による製造委託等に係る給付の実施直前に当該製造委託等を取り消し、給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日）に、中小受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせた場合

- (4) 情報成果物作成委託においては、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明示することが不可能な場合がある。このような場合には、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏ま

に委託事業者が中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合に限られる。また、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、受領後に給付をやり直させることが認められるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合に限られる。

なお、次の場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なること等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

ア～エ [略]

[新設]

- (4) 情報成果物作成委託においては、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明示することが不可能な場合がある。このような場合には、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏ま

え、やり直し等の費用・損失について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは問題とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

なお、この場合においても、(3)アからオまでに該当する場合には、委託事業者が費用・損失の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なること等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

(5) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

8-1~8-10 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

8-11 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者に生じた費用や損失を負担しなかった。

8-12 [略]

9 協議に応じない一方的な代金決定

え、やり直し等の費用について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは問題とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

なお、この場合においても、(3)アからエまでに該当する場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なること等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

(5) [略]

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

8-1~8-10 [略]

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

8-11 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が負担した費用を支払わなかった。

8-12 [略]

9 協議に応じない一方的な代金決定

(1) [略]

(2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、情報成果物の作成委託等において中小受託事業者に発生する知的財産権等の利用範囲や利用目的の拡大による中小受託事業者の給付(当該知的財産権等の提供を含む。)の経済的価値の変動、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

(3)～(6) [略]

(7) 中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

ア～エ [略]

オ 給付の内容の一部に知的財産権等の提供が含まれている場合において、中小受託事業者が当該知的財産権等に係る対価の考え方の説明や、当該対価を製造委託等代金に含めずにレベニューシェア方式(収益配分方式)等別の支払方法とすることも含め、代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、具体的な理由の説

(1) [略]

(2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

(3)～(6) [略]

(7) 中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

ア～エ [略]

[新設]

明や情報の提供をすることなく、従前の代金の額を据え置き、又は一方的に設定した総額等により代金の額を提示すること。

〈想定される違反行為事例〉

9-1 拒否等により委託事業者が協議に応じない例

(1) 中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価を適用した場合

(2) 中小受託事業者は、毎月委託されるバナー作成に関し、写真等を提供する事業者から利用許諾を受けて、当該事業者の著作物である写真を利用して作成していたところ、当該写真に係る利用許諾料が値上がりしたため、翌月以降のバナー作成に係る対価の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、委託事業者はこれを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の対価を適用した場合

9-2 [略]

9-3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

(1)・(2) [略]

(3) キャラクターデザインの作成委託において、当該デザインの著作権の譲渡も給付の内容の一部とし、当該譲渡の対価も勘案した額を代金として定めていたところ、新たなキャラクターデ

〈想定される違反行為事例〉

9-1 拒否等により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合

[新設]

9-2 [略]

9-3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

(1)・(2) [略]

[新設]

ザインの作成委託に際し、需要の高まりを踏まえ、中小受託事業者が、総額としての収益の増加を見込んでレベニューシェア方式にすることを含めて代金の額に関する協議を求めるとともに、当該デザインの利用の範囲や代金の内訳などの代金の考え方等について説明を求めたにもかかわらず、委託事業者が、具体的な説明や情報の提供を一切行うことなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合

備考 表中の [] の記載は注記である。